

一般社団法人 日本不整脈心電学会認定 植込み型心臓デバイス認定士 認定更新に関する規則

(認定期間)

第 1 条

一般社団法人日本不整脈心電学会認定 植込み型心臓デバイス認定士(以下、植込み型心臓デバイス認定士と表記する)の認定を受けた者は 5 年毎に認定更新を要するものとする。

(更新資格)

第 2 条

植込み型心臓デバイス認定士更新には次に定める条件をすべて満たすものとする。

- 1) 認定期間を通じて日本不整脈心電学会の会員であり、かつ会費を完納していること
- 2) 認定期間中に日本不整脈心電学会年次学術大会または植込みデバイス関連大会に少なくとも 1 回は参加していること
- 3) 認定期間中に植込み型心臓デバイス認定士制度部会(以下、部会と表記する)が定める 次の学術集会・セミナーによって更新単位 50 単位を取得していること

- | | |
|--|--------|
| ① 日本不整脈心電学会年次学術大会への参加 | :10 単位 |
| ② 日本不整脈心電学会年次学術大会に参加かつ発表(筆頭演者に限る) | :20 単位 |
| ③ 植込みデバイス関連大会への参加 | :10 単位 |
| ④ 植込みデバイス関連大会に参加かつ発表(筆頭演者に限る) | :20 単位 |
| ⑤ カテーテルアブレーション公開研究会への参加 | :10 単位 |
| ⑥ カテーテルアブレーション公開研究会に参加かつ発表(筆頭演者に限る) | :20 単位 |
| ⑦ 心電学関連春季大会への参加 | :10 単位 |
| ⑧ 心電学関連春季大会に参加かつ発表(筆頭演者に限る) | :20 単位 |
| ⑨ 日本不整脈心電学会地方会への参加 | :5 単位 |
| ⑩ 日本不整脈心電学会地方会に参加かつ発表(筆頭演者に限る) | :10 単位 |
| ⑪ 論文発表(和文・英文を問わないが、Peer-review を経たものに限る) | :20 単位 |
| ⑫ 部会が指定する「植込み型心臓デバイス認定士 更新セミナー」の受講 | |
| (i) 日本不整脈心電学会が主催する更新セミナー | :10 単位 |
| (ii) 日本不整脈心電学会が主催する学術集会中の更新セミナー | :5 単位 |
| (ii)による取得単位は 1 つの学術集会で 5 単位までとする | |
| (iii) 日本不整脈心電学会以外の他団体が主催するもの | :3 単位 |
| (iii)の認定については第 5 条で定める | |

（更新申請書類）

第 3 条

植込み型心臓デバイス認定士の認定更新申請には申請期日までに次の書類をすべて提出する必要がある。申請期日、申請方法等は、学会ホームページ上に公示する。

- 1) 植込み型心臓デバイス認定士更新申請書
- 2) 更新単位自己申告書および単位取得の証明に必要な参加・受講証明書、発表を示す抄録・プログラム等の写し
- 3) 認定更新料振込記録の写し

（認定更新料）

第 4 条

認定更新料は 5,000 円とし、納入された認定更新料はいかなる場合も返却しない。

（他団体主催の更新セミナーの認定と申請条件・書類）

第 5 条

他団体が主催するものであっても、次の申請条件を満たし、申請書類を提出した場合には、部会の審査を経て更新セミナーに認定される。申請書類は、開催するごとに提出が必要とする。申請期日、申請方法等は、学会ホームページ上に公示する。

2. 申請条件

- 1) 団体規約が存在すること
- 2) 3 年以上の開催実績があること
- 3) 少なくとも 1 時間以上の循環器科または心臓血管外科の医師による講演を含むこと
- 4) 毎回 25 名以上の参加があることが望ましい
- 5) 植込み型心臓デバイス認定士が企画運営に関与、または講師・演者を務めていることが望ましい

3. 申請書類

- 1) 学会指定セミナー認定審査依頼書
- 2) 団体規約
- 3) 開催実績および内容を証明できるもの（プログラム・チラシ等）

（規則の変更）

第 6 条

この規則は、部会の審議を経て変更することができ、それを理事会に報告する。

（非常事態時）

第 7 条 委員会および理事会が社会的な非常事態と判断した場合には、この規則の第 1 条について、期限を定めて変更することができる。変更された内容は、学会ホームページ上に公示する。

（施行）

第 8 条 この規則は 2018 年 7 月 14 日から施行する。

以上

2019 年 1 月 17 日改定

2020 年 2 月 8 日改定

2020 年 6 月 20 日改定

2021 年 6 月 30 日改定